

返戻金制度に関する事項

1 弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合80%

(2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%

2 ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

3 また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

事業所名：パーソルクロステクノロジー株式会社 新宿本社、大宮オフィス、浜松オフィス、栄オフィス、豊田オフィス、京滋オフィス、仙台オフィス、宇都宮オフィス、名古屋オフィス、横浜オフィス、大阪オフィス、福岡オフィス